

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p>
<p>第10章の2 建築物に係る環境への負荷の低減 (特定建築物環境計画書等の公表)</p>	<p>第10章の2 建築物に係る環境への負荷の低減 (特定建築物環境計画書等の公表)</p>
<p>第92条の4 条例第127条の4第2項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>第92条の4 条例第127条の4第2項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
<p>(1) 特定建築物の名称及び所在地 (2) 特定建築物の概要 (3) 特定建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項 (4) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する事項 (5) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(1) 特定建築物の名称及び所在地 (2) 特定建築物の概要 (3) 特定建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項 (4) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する事項 (5) その他市長が必要と認める事項</p>
<p>2 条例第127条の4第2項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、<u>川崎市まちづくり局</u>その他市長が必要と認める場所に備え置く<u>とともに、これらの事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。</u> (特定建築物環境計画書等の変更の届出等)</p>	<p>2 条例第127条の4第2項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、<u>川崎市環境局</u>その他市長が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。 (特定建築物環境計画書等の変更の届出等)</p>
<p>第92条の5 条例第127条の5第1項及び第2項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定(特定外)建築物環境計画書変更届出書(第37号様式)により行うものとする。</p>	<p>第92条の5 条例第127条の5第1項及び第2項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定(特定外)建築物環境計画書変更届出書(第37号様式)により行うものとする。</p>
<p>2 条例第127条の5第3項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、変更後の計画書公表事項を記載した書面を、<u>川崎市まちづくり局</u>その他市長が必要と認める場所に備え置く<u>とともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。</u> (新築等の取りやめの届出等)</p>	<p>2 条例第127条の5第3項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、変更後の計画書公表事項を記載した書面を、<u>川崎市環境局</u>その他市長が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。 (新築等の取りやめの届出等)</p>
<p>第92条の6 条例第127条の6第1項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定(特定外)建築物取りやめ届出書(第37号様式の2)により行うものとする。</p>	<p>第92条の6 条例第127条の6第1項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定(特定外)建築物取りやめ届出書(第37号様式の2)により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 条例第127条の6第2項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める事項は、特定建築物の新築等を取りやめた日その他市長が必要と認める事項とする。</p> <p>3 条例第127条の6第2項の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、<u>川崎市まちづくり局</u>その他市長が必要と認める場所に備え置く<u>とともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載</u>することにより行うものとする。</p> <p>（工事完了の届出等）</p> <p>第92条の7 条例第127条の7第1項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定（特定外）建築物工事完了届出書（第37号様式の3）により行うものとする。</p> <p>2 条例第127条の7第2項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める事項は、工事が完了した日及び第92条の4第1項第1号から第4号までに掲げる事項とする。</p> <p>3 条例第127条の7第2項の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、<u>川崎市まちづくり局</u>その他市長が必要と認める場所に備え置く<u>とともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載</u>することにより行うものとする。</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2 条例第127条の6第2項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める事項は、特定建築物の新築等を取りやめた日その他市長が必要と認める事項とする。</p> <p>3 条例第127条の6第2項の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、<u>川崎市環境局</u>その他市長が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</p> <p>（工事完了の届出等）</p> <p>第92条の7 条例第127条の7第1項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定（特定外）建築物工事完了届出書（第37号様式の3）により行うものとする。</p> <p>2 条例第127条の7第2項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める事項は、工事が完了した日及び第92条の4第1項第1号から第4号までに掲げる事項とする。</p> <p>3 条例第127条の7第2項の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、<u>川崎市環境局</u>その他市長が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</p>